

社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 会長とは、役員のうち、定款第18条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常務理事とは、役員のうち、定款第18条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第8条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員は、無報酬とする。
- 3 会長が常務理事を兼ねるときは、会長として受けるべき報酬等は支給しない。
- 4 常務理事で職員としての立場を有する者に対しては、常務理事としての報酬等は、支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全役員の前払総額は、年間360万円以内とする。

- 2 この法人の前払等月額額は、別表第1に定めるとおりとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、会長及び常務理事以外の役員及び評議員が、その職務の執行にあつ

って負担した費用については我孫子市社会福祉協議会職員・役員・評議員等の旅費に関する規程に準じて支給することができる。

- 2 常務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は我孫子市社会福祉協議会職員給与規程に準ずる。

(報酬等の支給日)

第6条 会長及び常務理事の報酬等は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成30年3月27日(評議員会の議決日)から施行する。

別表第1（第4条関係）

非常勤役員・常勤役員	区 分	月額報酬等額（円）
非常勤役員	会 長	120,000
常 勤 役員	常務理事	300,000
非常勤役員	会長及び常務理事以外の役員	—

- (1) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
(2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。